

2026年度前期分 授業料徴収猶予申請について

経済的理由により期限までに授業料の納付が困難で徴収猶予を希望する場合、下記により申請手続きを行ってください。

なお、授業料免除を併せて申請する場合は、手続きが異なりますのでご注意ください。

記

1. 申請対象者：

学部及び大学院の正規生（外国人留学生を含む）で、以下のいずれかに該当する者

- ・ 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難である者
- ・ 申請前6か月以内（新入生については入学前1年以内）に本人若しくは学資負担者（本人の学資を主として負担している者）が風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難である者

※ 修学支援新制度の申請要件を満たさない日本人学部生も申請できます。

2. 申請受付期間：4月10日（金）、4月13日（月）、4月14日（火）

3. 申請方法：

申請要項を確認の上、上記申請受付期間内に申請書を提出してください。

申請要項及び申請書様式は、大学HPから各自でダウンロードしてください。

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/exemption/index.html>

（大学トップページ → 学生生活 → 奨学援助▶入学料免除・授業料免除）



4. 授業料の納付について：

選考結果については、4月下旬から5月上旬に通知します。

徴収猶予が許可された場合、2026年8月末日まで授業料の支払いが猶予されます。

5. その他：

何かわからないことがあれば、下記に記載の〔問い合わせ先〕までご連絡ください。

〔問い合わせ先〕

奈良女子大学学生生活課学生支援係(F棟1階)

TEL: 0742-20-3550

Email: syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp